

新宿区産業振興会議
第7期 報告書
(案)

令和5年8月23日～令和7年8月22日

はじめに



新宿区産業振興会議
会長 植田 浩史

目次

第1章	<u>新宿区産業振興会議について</u>
1.	<u>新宿区産業振興会議について</u>
2.	<u>第7期産業振興会議の検討事項</u>
第2章	<u>経営支援施策の現状と課題</u>
第3章	<u>経営支援施策の推進</u>
第4章	<u>創業支援施策の現状と課題</u>
第5章	<u>創業支援施策の推進</u>
	<u>産業振興会議委員のコメント</u>
資料編
1.	第7期新宿区産業振興会議 委員名簿
2.	第7期新宿区産業振興会議 開催実績
3.	新宿区産業振興基本条例
4.	新宿区産業振興会議規則

第1章 新宿区産業振興会議について

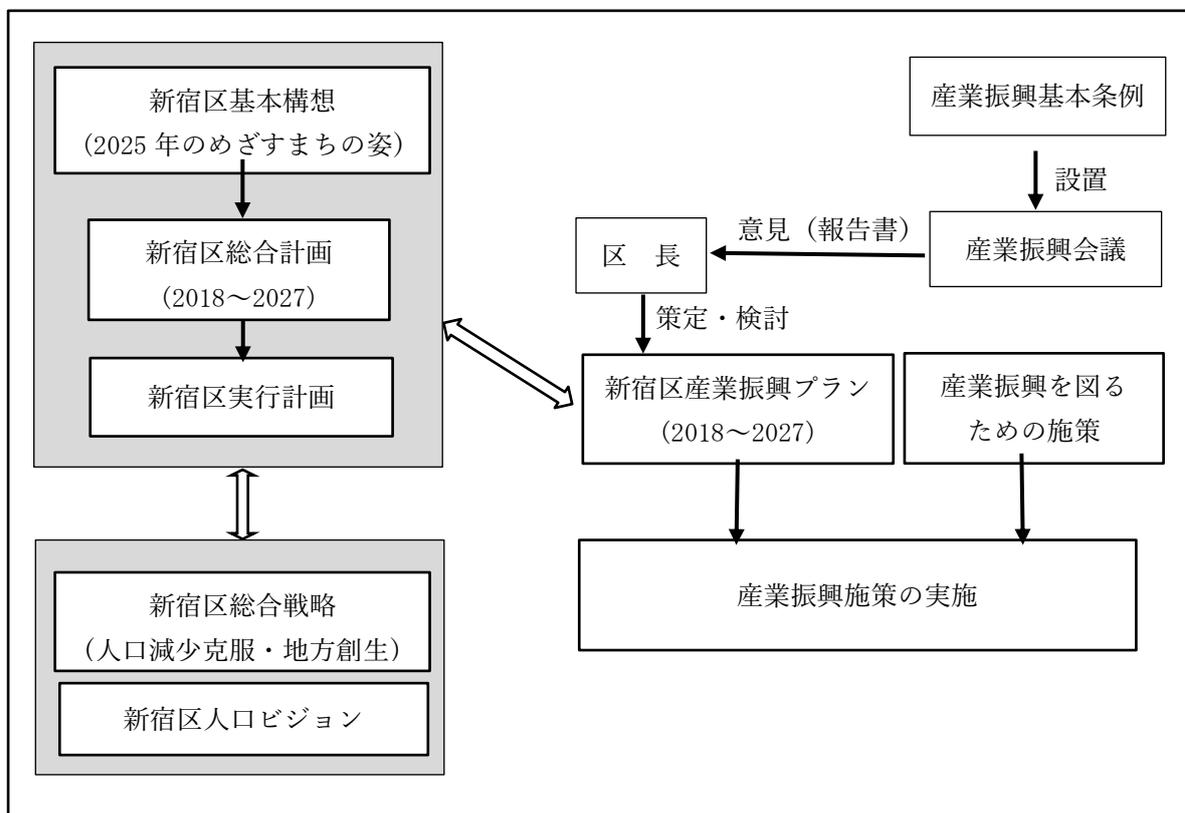
1. 新宿区産業振興会議について

新宿区では、産業振興に関する基本的な考え方を示すと共に、産業に携わる者の役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針として、平成23年4月に「新宿区産業振興基本条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。同年、条例に基づき、産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「新宿区産業振興会議」（以下、「産業振興会議」という。）が設置されました。

また、産業振興会議での検討を踏まえて平成30年3月に策定された現行の「新宿区産業振興プラン」（以下、「産業振興プラン」という）は、「新宿区基本構想」および「新宿区総合計画」の実現を目指した個別計画として位置付けられ、新宿区がめざすまちの姿を産業振興の面から実現していくための基本目標や施策の方向性を明らかにしています。

産業振興会議は、学識経験を有する者、区民及び事業者並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者から構成されており、区の産業振興に関する事項について調査審議し、区長に意見を述べることを規定しています。

新宿区の計画体系と産業振興会議、条例との関係



2. 第7期産業振興会議での検討事項

第6期では、コロナ禍で生じた様々な状況の変化を見極め、その変化に対応した具体的な施策を講じられるよう、アフターコロナを見据えた各施策の方向性について中長期的な視点から議論を行いました。

第7期では、第6期報告書の中で示された施策の方向性のうち、経営支援の強化と創業支援の強化について、具体的な施策の検討を行いました。

第2章 経営支援施策の現状と課題

経営支援は融資や補助金などの金銭的支援と経営相談やセミナーの提供などの人的支援により構成され、経営環境の見通しが立ちやすい状況では、金銭的支援が課題解決に効果的ですが、現在のような経営環境が不透明かつ変化の激しい時代においては、何を課題として認識・把握するかという課題設定型の人的支援が益々重要になってきています。

本章では、こうした問題意識に基づき、区の経営支援における人的支援の各事業における現状と課題を抽出し、次章で今後の施策の展開について提言します。

1. 相談支援について

(1) 利用状況

商工相談では、融資と特定創業支援等事業に関する相談の合計が全体の約9割を占めていますが、融資の相談では、対象要件や必要書類の確認が中心であり、特定創業支援等事業では、法人登記手数料の減免等が主な目的となっており、経営内容そのものに関する相談が少ない状況となっています。また、事業所に専門家を派遣するビジネスアシスト新宿の事業では、利用件数が少ない状況が続いています。

以上のことから、こうした経営相談の各種機能を十分に活かし切れていないことが課題となっています。

【商工相談の実績】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
融資	1,498	1,436	1,265	1,274	1,312	2,665	1,348	1,408	832	後 日 記 載	13,038
特定創業	9	147	141	99	139	204	315	584	795		2,433
開業	13	10	9	5	13	78	57	55	36		276
経営診断	22	21	23	10	24	14	22	14	20		170
経営	35	23	15	0	7	2	16	11	40		149
その他	2	1	2	3	5	9	14	12	13		61
取引	1	0	0	1	1	0	0	1	3		7
労務	0	0	0	0	2	1	1	1	2		7
税務	0	0	0	0	0	0	1	1	0		2
経理	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1

【ビジネスアシスト新宿の実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
件数	15	15	10	23	28	45	42	51	22	後日記載	251

(2) 相談支援体制

来所型の商工相談と訪問型のビジネスアシスト新宿は、それぞれ別々の事業として運用されており、相談内容が事業間で共有がされていないため、両事業を統合し、総合的かつ専門性の高い相談支援体制に転換していくことが求められています。

また、国や東京都等では、様々な産業振興施策が展開されているため、こうした各支援機関が実施する様々な施策をこれまで以上に相談業務の中での確に案内できるようにすることで、相談支援体制を強化することも求められています。

(3) 商工相談員の育成

商工相談員に対するマニュアルや研修制度がなく、相談業務の質の確保が相談員自身の経験や資質に委ねられており、職場としての人材育成に関するマネジメントが不十分な状況です。このため、区としてどのような姿勢で経営相談に応じ、どのような視点で課題解決を目指すのかという明確な運営方針に基づく相談員の育成手法を検討する必要があります。

(4) 専門分野の多様化

ビジネスアシスト新宿には、約 30 名の専門家が登録されており、その大半が中小企業診断士の有資格者となっていますが、中小企業支援には様々な分野の専門家の支援も効果的であることから、販売促進をはじめ業務効率化や人材育成など各分野のエキスパートを招聘し、専門分野の深化や多様化を図ることが重要です。

(5) 相談記録の電子化

現在、相談記録が紙媒体で保存されているため、相談員が過去の相談記録をすぐに確認できない執務環境となっており改善が必要です。また、相談記録を電子化することで、業種別や従業員規模別の相談内容等の分析や経営相談の利用者に対するプッシュ型の情報発信も検討していく必要があります。

(6) 利便性の向上

現在、商工相談の空き状況がホームページ等で公開されていないため、面談を予約する際は利用者が電話で空き状況を確認する必要があります。また、面談もオンラインの相談がないため、来所が必須となっており利便性の向上を図ることが重要です。

(7) 認知度の向上

令和 6 年の景況調査における特別調査では、商工相談の認知度は、「知っている」が約 31%、「知らない」が約 69%となっています。また、ビジネスアシスト新宿の認知度は、「知っている」が約 16%で、「知らない」が約 84%となっています。以上のことから、商工相談やビジネスアシスト新宿という事業の名称では何を相談できるのか分かりづらいため、名称の変更も含めて認知度の向上に向けた対策が不可欠です。

2. 講座の提供について

(1) 講座の内容の多様化

区は令和5年度から売上向上実践講座を実施してきましたが、事業者を取り巻く経営課題は多岐に渡っているため、業務効率化や人材不足など講座の内容の多様化を図ることが重要です。また、こうした講座やセミナーを必要としている方々に届くような仕組み作りも同時に検討が必要です。

(2) 経営相談との連携

講座の受講対象者に経営相談の案内を積極的に実施し、経営相談事業との連携を強化していくことが必要です。また、経営相談の利用者に講座の受講を勧めるなど、経営支援を一体的かつ効率的に進めていくことも重要です。

3. 情報提供について

(1) 一体的な情報提供

産業振興課のホームページには融資や補助金などの情報がそれぞれ別々に提供されていますが、経営支援に関する情報は多岐に渡るため全体像の把握が困難です。このため、国や東京都等も含め様々な産業振興施策を一体的かつ分かりやすく提供することが大切です。

(2) 情報発信ツールの充実

区は、紙媒体として、産業団体や金融機関向けに「ビズタウンニュース」、商店会会員向けに「新宿商人」、国や都の施策も含めた産業支援施策を「中小企業支援ガイド」として発行しています。また、電子媒体では、メールマガジンと区公式ラインによる情報発信を実施していますが、より効果的に情報を提供するため、今後は、SNS等を活用した情報発信ツールの充実が求められます。

第3章 経営支援施策の推進について

今後の経営支援は、経営資源に制約のある事業者に寄り添った支援を展開し、事業者と共に進むべき道を描き、事業者の自己変革力を後押ししていく姿勢が求められます。

また、コロナ禍を契機として、インフレを基調とした経済環境に局面が大きく変化するなど経営環境が激変している中においては、総合的かつ専門的な支援が求められており、経営相談による支援を中小企業支援の中核的な事業として発展させていくことが求められています。こうした問題意識に基づき、今後の経営支援の推進について提言します。

1. 相談支援体制について

現在の商工相談とビジネスアシスト新宿の機能を統合し、商工相談員が事業者の課題を丁寧に傾聴し、当事者である経営者が十分に腹落ち（納得）する課題を設定し、必要に応じて各分野の専門家と連携しながら課題解決を図る伴走支援型の相談支援体制を構築することが重要です。相談支援体制の構築にあたっては、運営方針に基づいた相談員向けのマニュアルや研修プログラム等を策定しつつ、相談してみたいと思わせる専門家を多数招聘する中で、的確な情報提供や各支援機関とも連携を図り、総合的かつ専門的な支援を提供し、事業者の持つ自己変革力を後押ししていくことが重要です。

こうした取組を推進するためには、相談記録の電子化が不可欠であり、相談記録の閲覧や共有が容易にできるよう対応するとともに、オンライン予約やオンライン相談にも対応することで、利便性を向上し、より一層の利活用を推進していくことが求められます。

さらに、経営相談の認知度向上を図り、利活用を推進するためには、日頃から事業者と密接に関わりのある金融機関に区の制度を紹介してもらえよう粘り強く働きかけていくことが重要です。最後に、こうした相談支援体制を常にブラッシュアップしていくためには、産業振興会議をはじめ、区と地域の金融機関で構成する中小企業支援ネットワーク会議や産業コーディネーターなどの第三者の意見も取り込みながら、自ら自己変革を繰り返しながら改善を図っていくことが求められます。

2. 講座の提供について

現在、事業者は価格転嫁や人手不足など、多岐に渡る経営課題を抱えているため、事業者のニーズに即した多様な講座を提供していくことが求められます。また、講座受講者には講座の満足度とともに、どのような経緯で講座の受講に至ったのかアンケートを行い、受講者への情報伝達ルートを常に分析していくことが重要です。さらに経営相談業務と講座の提供を別の取組とするのではなく、相互に連携させ一体的な取組として推進することにも留意する必要があります。

3. 情報提供について

経営支援に関する情報は、国・都や区の施策など多岐に渡っており、これらを如何にしてわかりやすく伝えていくかが従来から課題となっていました。これを解決するためには、区が経営支援に関する専用のホームページを作成し、事業者の視点に立って、どのような支援が受けられるのか、わかりやすく一体的に情報提供をしていくことが求められます。また、専用のホームページだけでなく、冊子や SNS も最大限活用し、優れたコンテンツを提供することで、区の支援策に対する認知度や期待感を高め、各種支援の利活用を促進していくことが重要です。

4. 事業の実施にあたって

区は、本報告書の意見も踏まえ、令和 7 年 8 月から経営相談や各種講座を一体的に提供する「経営サポート事業」を開始しますが、本事業はこれからの変化の激しい時代における中小企業支援施策における中核的な事業として力強く推進されることを期待します。

今般、事業の実施にあたっては、経営サポート事業という名称で、専門家の派遣や講座の提供などが民間委託により実施されることとなりますが、民間のノウハウを十分に活かし、区が自ら自己変革を体現する気概で取り組んでいくことが重要です。また、民間委託に任せきりにするのではなく、複数の区職員も経営相談への同席や事業所への同行により現場感覚を磨き、委託事業者とともに事業の検証と改善を重ねていくことが肝要です。

なお、現在の相談業務の環境整備の課題として、現在の商工相談は相談者同士の距離が近いため、プライバシーの確保が十分とは言えない状況となっています。経営相談は資金繰りや人材に関する事など話しにくい内容も多分に含まれているため、プライバシーに配慮した環境整備についても併せて検討が必要です。

最後に、区は新たに経営サポート事業の開始により、これまで以上により寄り添った相談支援や貸会議室用を活用し幅広いテーマの講座も展開しますが、産業会館（ビズ新宿）が、施設の機能を十分に活かし、中小企業支援のインフラ機能として効果的な運用を図っていくことを期待します。

第4章 創業支援施策の現状と課題

創業支援の検討にあたっては、スタートアップとスモールビジネスの各々の事業特性に合った支援策を講じることが求められます。一般的にスタートアップは潜在的なニーズを対象とし、U字カーブの成長曲線を描くビジネスモデルです。一方、スモールビジネスは顕在化されたニーズを対象とし、線形的成長を描くものとされています。

区で実施している主な創業支援施策は、「新宿ビジネスプランコンテスト」や「高田馬場創業支援センター」により展開されていますが、本章では、現状の区の創業支援における各事業の現状と課題を抽出し、次章で今後の施策の推進について提言します。

1. スタートアップ支援について

(1) 事業手法の検討

新宿ビジネスプランコンテストは、平成30年度から事業を開始し、事業開始から令和5年度までの過去6年間で通算282件の応募を受け、入賞者15名、創業者5名を輩出してきました。他方、本事業はコンテスト形式であるため、入賞者のみが行った後の事業化に向けたアドバイスを受けられる仕組みとなっており、事業の特性上、支援が限定的にならざるを得ません。本事業は学生を中心に創業の機運醸成やビジネスプランのブラッシュアップに一定の効果を果たしてきましたが、こうした多くの応募もあることを鑑みれば、支援の対象を拡大し、創業までの支援を主眼に置いた事業手法へと発展させていく時期に来ていると言えます。

(2) 大学等との連携

新宿ビジネスプランコンテストの応募件数282件の内、学生からの応募は167件であり約59%となっており半数以上を占めていますが、新宿区は区内でも多くの大学等が集積している地域であるとともに産業集積地でもあるため、こうした地域特性を活かし、区内の大学等と連携し、学生の創業を推進することが期待されます。また、近年は、スタートアップによる行政課題解決型のプロジェクトも注目され、大学等で集積された知を区政に活かしていくことも期待されています。さらに、近年は、国や東京都もスタートアップ支援に力を入れる中で、企業においてもベンチャーキャピタル部門の設置など、スタートアップ支援を充実させているところです。こうした各主体が様々な取組を展開する中で、区は様々な機関との結節点となり連携を強化することも求められています。

(3) 区内外に対する情報発信

新宿区は企業・大学・情報・資金等の集積地点であり、世界一の乗降客数である新宿駅も有しているなどビジネスの拠点となる地域特性を有しています。こうした地理的特性を踏まえ、全国でスタートアップを目指す方々を如何にして新宿区内での創業に

結び付けていくかという区内外に向けた情報発信が重要ですが、こうした取組が不十分であるため検討が必要です。

2. スモールビジネス支援について

(1) 事業手法の検討

現在、高田馬場創業支援センターと同様の機能を持つインキュベーション施設は、区内に10か所あり、こうした施設は平成23年に同センターが開設した以降に開設されてきました。このため、今後は、こうした区内インキュベーション施設利用者など広域的な支援を検討する必要があります。

(2) 高田馬場創業支援センターについて

高田馬場創業支援センターは、平成23年度に開設され令和5年度末までで182名の利用者が施設を退所しており、内訳は創業が134名、経営改革が16名、創業等の断念が32名となっています。施設利用者の内、約82%が創業や経営改革を実現し、一定の成果を果たしてきたところですが、先述の通り、区内にインキュベーション施設が増加してきたことも踏まえ、今後は、こうした施設利用者などへの支援と併せて、同センターのあり方も検討する必要があります。

(3) 相談機能の重複

創業に関する相談は、産業会館における商工相談でも行われているほか、高田馬場創業支援センターでも創業相談デスクを開設しており支援が重複しています。こうした支援は本来一括して提供し、支援に一貫性を持たせる必要もあり、この点についても検討を進めていく必要があります。

(4) 区内外に対する情報発信

新宿区は創業の際の融資の利子補給制度や創業後にも受けられる経営サポート事業などの各種支援があり、こうした支援情報をホームページ等で分かりやすく発信し、全国で創業を考えている方々を、如何にして新宿区内での創業に結び付けていくかという区内外に向けた情報発信が重要ですが、こうした取組が不十分であるため検討が必要です。

第5章 創業支援施策の推進について

新宿区は交通の利便性が高く、人・物・情報等が行き交う産業集積地域であり、創業者にとって恵まれた事業環境を有し、全国から起業家が集まる地域です。また、新宿区内は大学等の教育機関の集積地でもあり、こうした教育機関で培われた知と産業を結び付けていくことで、新宿区の地域社会の発展に寄与していくことが期待されます。

新宿区産業振興プランでは、基本目標に「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」を掲げており、目標達成に向けて創業支援の果たす役割は極めて重要です。こうした観点を踏まえ、新たな創業支援施策の展開について提言します。

1. スタートアップ支援について

スタートアップ支援として新宿ビジネスプランコンテストを実施してきましたが、近年は創業の機運も社会的な高まりを見せる中、限られた入賞者のみを事業化に向けた支援の対象とするのではなく、今後は、育成プログラムを提供するなど、多くの創業希望者を対象とした効果的な事業に転換する必要があります。

また、新宿区は最先端の研究や技術を生み出す大学等の教育機関の集積地であるため、大学等で培われた知を産業の振興や行政の課題解決に繋げていく地域特性を活かした産業振興施策の検討も期待されています。

さらに、スタートアップ支援にあたっては、区が中心となって、志を同じくする起業家同士や様々な関係機関の交流を促進することにより、多様な視点が問題の解決策を生み、共同開発の場となるようなコミュニティの形成を図っていくことが重要です。以上の取組を推進し内外に発信することで、全国から起業家を募り、革新性と創造性に富む企業が集積するよう取り組んでいくことを期待します。

2. スモールビジネス支援について

区は、平成23年から高田馬場創業支援センターを運営していますが、時代の変化によりインキュベーション施設も増加してきたことから、高田馬場創業支援センターのあり方を見直し、区内にある複数のインキュベーション施設利用者などに向けた起業プログラムなどの施策を展開し、広域的かつ効率的な支援を検討する必要があります。

新宿区には様々な業種の事業者が多数存在し、創業者はこうしたビジネス環境をメリットと受け止めていることから、区内で創業を考えている方に向けた支援情報を分かりやすく広く発信していくことが重要です。こうした情報発信や各種セミナー及び創業融資などの既存の事業を上手く連動させて一体的な支援を実施していく必要があり、常に創業する方々の目線に立って、各施策の効果を最大化することを基本として、より充実した支援に発展させていくことが必要です。

産業振興会議委員のコメント

1. 第7期新宿区産業振興会議 委員名簿

No.	氏名	区分	肩書等
1	植田 浩史 (会長)	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授
2	遠山 恭司 (副会長)	学識経験者	立教大学 経済学部教授
3	長山 宗広 (副会長)	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授
4	則竹 達朗	区民	公募区民
5	笠井 咲	事業者	公募事業者
6	捧 恭子	事業者	公募事業者
7	窪川 達二	商店会	新宿区商店会連合会 副会長
8	井上 正	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会 代表理事
9	富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 相談役
10	平山 薫	産業経済団体	一般社団法人新宿区中小企業診断士会 会長
11	伊藤 博通	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長
12	篠崎 研一	金融機関	第一勧業信用組合 連携企画推進部 部長
13	塩月 恭	教育研究機関	早稲田大学 総長室社会連携課 課長

※産業振興基本条例に規定する区分順（同一区分では、氏名または団体名の50音順）に記載。

※肩書等は委嘱当時のもの。

2. 第7期新宿区産業振興会議 開催実績

回	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	令和5年11月14日(月) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長および副会長選出 ・第7期検討事項の概要について
第2回	令和6年2月2日(金) 午後3時～5時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営支援の現状について ・創業支援の現状について ・ヒアリング対象事業者について
第3回	令和6年5月29日(水) 午後5時～7時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援及び経営支援に関するヒアリングと質疑応答 (1) 有限責任監査法人トーマツ (2) 株式会社ファイブスター
第4回	令和6年10月2日(水) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の事業実績について ・現在の業況について ・経営サポート事業について
第5回	令和7年2月3日(月) 午後3時～5時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営サポート事業について ・創業サポート事業について ・第7期報告書骨子(案)について
第6回	令和7年3月31日(月) 午後3時～5時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期報告書(案)について
第7回	令和7年6月 日() 午後 時～ 時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期報告書(案)について

3. 新宿区産業振興基本条例

新宿区条例第9号

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、新宿のまちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、社会構造の変化や生活様式の多様化により、中小企業者を始めとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興（以下「産業振興」という。）に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内に存する事務所

又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。

- (2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。
- (5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。
- (6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
 - (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。
 - (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。
 - (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。
 - (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
 - (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。
 - (7) 創造力のある産業を育成すること。
 - (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
 - (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
 - (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
- 2 区は、前項の基本的施策（以下「基本的施策」という。）を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。
- 3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。
- 4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、当該事業活動に係る情報発信及び雇用の創出に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と福利厚生増進に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域におけるコミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、産業振興の推進に寄与するよう努めるものとする。

3 教育研究機関は、産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第8条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第9条 区長は、毎年1回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第10条 産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 11 条 産業振興会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる事項について調査審議すること。

ア 基本的施策に係る重要な事項

イ 産業振興に関し、区長が諮問する事項

(2) 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第 12 条 産業振興会議は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学識経験を有する者、区民及び事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員）並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者のうちから、区長が委嘱する。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4. 新宿区産業振興会議規則

新宿区規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区産業振興基本条例(平成23年新宿区条例第9号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、新宿区産業振興会議(以下「産業振興会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 産業振興会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 区民 1人
- (3) 事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員) 2人以内
- (4) 商店会の関係者 1人
- (5) 産業経済団体の関係者 4人以内
- (6) 金融機関の関係者 1人
- (7) 教育研究機関の関係者 1人

(会長及び副会長)

第4条 産業振興会議に会長1人及び副会長2人以内を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、産業振興会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業振興会議が別に定めるところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 産業振興会議は、会長が招集する。

- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 産業振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 産業振興会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 産業振興会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は専門部会に属する委員が互選する。
- 4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査審議の経過及び結果を産業振興会議に報告する。
- 5 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(庶務)

第7条 産業振興会議の庶務は、文化観光産業部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

【資料2】

新宿区産業振興会議 第7期 報告書

発行年月：令和7年8月

編集・発行：新宿区産業振興会議

事務局：新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

電話 03-3344-0701

印刷物作成番号

2025-〇-〇〇

※この印刷物は、森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

※この印刷物は、業者委託により〇部印刷製本しています。その経費として、1部あたり〇円（税抜き）がかかっております。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。